

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率の制限に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の適用除外に関する許可の申請書)

第3条 横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号。以下「規則」という。）第9条第1項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（第1号様式）とする。

- 2 一の建築物について、法第35条第2項第1号の規定による許可と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第19条第4項第2号の規定による許可を受けようとする場合、法第35条第2項第2号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第3号に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第2項第3号の規定による許可と同時に地区計画条例第19条第4項第4号の規定による許可を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（以下「地区計画条例事務手続要綱」という。）に規定する緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式(緑化率)第1号）により申請するものとする。

(緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、規則第9条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条第2項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（第2号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外に関する許可書（様式(緑化率)第2号））を交付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（第3号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の適用除外

に関する不許可通知書(様式(緑化率)第3号))を当該申請者に交付しなければならない。

- 4 規則第9条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。

(緑化施設是正命令書等の交付)

第5条 市長は、法第37条第1項の規定による是正命令又は同条第2項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令(要請)書(第4号様式)を交付しなければならない。

- 2 法第37条第1項の規定による是正命令と同時に地区計画条例第22条第1項の規定による是正命令を行おうとする場合、又は法第37条第2項の規定による是正要請と同時に地区計画条例第22条第2項の規定による是正要請を行おうとする場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設是正命令(要請)書(様式(緑化率)第4号)により交付するものとする。

(緑化率に関する報告及び立入検査の通知)

第6条 市長は、都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号。以下「政令」という)第11条第1項の規定による報告の請求又は同条第2項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設 報告請求、検査実施 通知書(第5号様式)によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、政令第11条第1項の規定による報告の請求と同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(以下「地区計画条例施行規則」という。)第14条第1項の規定による報告の請求を行う場合又は政令第11条第2項の規定による立入検査と同時に地区計画条例施行規則第14条第2項の規定による立入検査を行う場合で、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設 報告請求、検査実施 通知書(様式(緑化率)第5号)によるものとする。

- 3 政令第11条第1項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書(第6号様式)により報告するものとする。

- 4 第2項の規定により報告の請求を受けた者は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設状況報告書(様式(緑化率)第6号)により報告するものとする。

(緑化施設の工事の認定の申請書)

第7条 規則第11条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書(第7号様式)とする。

- 2 規則第11条の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第15条の規定による申

請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定申請書（様式(緑化率)第7号）により申請するものとする。

（緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知）

第8条 市長は、規則第11条の規定による申請があった場合は、申請内容について法第43条第1項の認定をするかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（第8号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期認定書（様式(緑化率)第8号））を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（第9号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式(緑化率)第9号））を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第11条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）

第9条 規則第12条第1項及び第2項に定める同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（第10号様式）とする。

2 規則第12条第1項又は第2項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第16条第1項又は第2項の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了届（様式(緑化率)第10号）により届け出るものとする。

（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）

第10条 市長は、規則第12条第1項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第35条又は第36条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めるときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（第11号様式）（当該申請者が前条第2項の規定により届出を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設工事完了確認通知書（様式(緑化率)第11号））を交付しなければならない。

（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）

第 11 条 規則第 13 条第 1 項（第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（第 12 号様式）とする。

2 規則第 13 条第 1 項の規定による申請と同時に地区計画条例施行規則第 17 条第 1 項（地区計画条例事務手続要綱第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率適合証明（変更）申請書（様式（緑化率）第 12 号）により申請するものとする。

（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）

第 12 条 市長は、規則第 13 条第 1 項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（第 13 号様式）（当該申請者が前条第 2 項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第 13 号））を交付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（第 14 号様式）（当該申請者が前条第 2 項の規定により申請を行った場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第 14 号））を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第 13 条第 1 項の規定による申請から第 2 項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15 日間とする。

（緑化率の証明等に関する名義変更届）

第 13 条 規則第 14 条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（第 15 号様式）とする。

2 規則第 14 条の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 18 条の規定による申請をしようとする場合は、前項の規定にかかわらず、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第 15 号）により届け出るものとする。

（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）

第 14 条 規則第 15 条第 1 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（第 16 号様式）（規則第 15 条第 1 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第 16 号））と

する。

- 2 規則第 15 条第 2 項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（第 17 号様式）（規則第 15 条第 2 項の規定による届出と同時に地区計画条例施行規則第 19 条第 2 項の規定による届出をしようとする場合は、地区計画条例事務手続要綱に規定する緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第 17 号））とする。

（規則第 13 条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）

第 15 条 法第 35 条又は第 36 条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

- 2 規則第 15 条第 2 項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

- 3 規則第 13 条の規定は、前 2 項の規定に基づき申請する場合について準用する。

- 4 第 12 条の規定は、前項において準用する規則第 13 条の規定による申請があった場合について準用する。

（手数料の減免申請）

第 16 条 横浜市緑化地域に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条第 3 項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（第 18 号様式）により市長に申請しなければならない。

（手数料の減免の通知）

第 17 条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第 4 条第 3 項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（第 19 号様式）により通知しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

緑化率の適用除外に関する(変更)許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法第35条第2項に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次の通り申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル
2 適用除外の理由	
(1) 建築物の用途	
(2) 適用除外の理由 法第35条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 に該当するため	
(3) その他	
3 適用除外の許可年月日及び番号(変更の場合)	
横浜市 指令 第 号	
4 変更の理由 (変更の場合)	

緑化率の適用除外に関する許可書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました建築物については、次の条件を付して都市緑地法第35条第2項の規定による許可をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適用除外の理由	
3 許可条件	

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化率の適用除外に関する不許可通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、都市緑地法第35条第2項の規定による許可をしません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 不許可理由	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化施設是正 命令（要請） 書

様

横浜市長



都市緑地法第37条の規定に基づき、同法第35条 に関する
規定に適合するよう 命じます ・ 要請します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 命令又は要請の内容	
3 命令又は要請する理由	
4 履行期限	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化施設 報告請求 、 検査実施 通知書

様

横浜市長



都市緑地法第38条の規定に基づき、同法第35条 に関する
報告を求めます ・ 検査を行います ので通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 報告又は検査の内容	
3 報告又は検査の理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化施設状況報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法第35条

に関し、次のとおり報告します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	
2 報告内容	

緑化施設工事完了延期認定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法第43条の規定に基づき、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事の完了の日までに都市緑地法第35条又は第36条の規定による緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル

4 上記3のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	平方メートル
工事を完了することができない理由	基準第8条 □第1号 □第2号 に該当するため
完了予定年月日	年 月 日

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	%
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	%

6 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

横浜市 指令 第 号 年 月 日

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

緑化施設工事完了延期認定書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました緑化施設の工事の完了の延期について、都市緑地法第43条第1項の認定をします。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日

概要及び規模	
配置	
種別	
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました件について、次の理由により都市緑地法第43条第1項の認定をしないことを通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 認定をしない理由

--

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化施設工事完了届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法第 43 条の規定に基づき認定を受けた同法第 35 条又は第 36 条の規定による緑化施設に関する工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル

2 工事完了年月日及び認定書の番号

工事完了年月日	年 月 日
認定書の番号	第 号

3 緑化施設適合証明通知書の番号及び証明年月日

横浜市 指令 第 号 年 月 日

(注意) 届出者は、緑化施設工事完了延期認定申請書の申請者となります。

緑化施設工事完了確認通知書

様

横浜市長



年 月 日に届出のありました件について、緑化施設に関する工事が完了し、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを確認しましたので通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事完了年月日及び認定書の番号

工事完了年月日	
認定書の番号	

緑化率適合証明（変更）申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

都市緑地法施行規則第 42 条第 1 項の規定に基づき、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	平方メートル
2 建築物の工事種別	
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 (都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合 %)	
3 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	別紙のとおり
種別	<input type="checkbox"/> 壁面緑化 <input type="checkbox"/> 樹木 <input type="checkbox"/> 芝等 <input type="checkbox"/> 花壇等 <input type="checkbox"/> 水流等 <input type="checkbox"/> 園路等
配置	配置図のとおり
4 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	平方メートル
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合(緑化率)	%
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	%
根拠法第 35 条第 項 ()	
5 建築着工予定年月日	
年 月 日	
6 適合通知年月日及び番号(変更の場合)	
横浜市 指令 第 号 年 月 日	
7 変更の理由 (変更の場合)	
8 備考	
<input type="checkbox"/> 一団地認定・連担建築物設計制度 <input type="checkbox"/> 横浜市市街地環境設計制度 (<input type="checkbox"/> 容積緩和 <input type="checkbox"/> 高さ緩和) <input type="checkbox"/> 敷地内に住居系以外の用途地域を含有 (<input type="checkbox"/> 商業・近隣商業地域、 <input type="checkbox"/> 左記以外) <input type="checkbox"/> その他	
担当者: (連絡先:)	

(注意) 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第 9 条の規定に基づいて計算してください。

緑化施設適合証明通知書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることを証明します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置、面積及び建築着工予定年月日

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
建築着工予定年月日	

2 緑化率の適合に関する事項

(1) 建築物の工事種別	
(2) 緑化施設の概要、規模、種別及び配置	
概要及び規模	
種別	
配置	
(3) 緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
緑化施設の面積	
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	
当該敷地に適用される緑化率の最低限度	

緑化施設適合証明をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、次の理由により都市緑地法第 35 条又は第 36 条の規定に適合していることの証明をしない旨を通知します。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適合を証明しない理由	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

緑化率の証明等に関する名義変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

緑化率適合証明申請書等に記載した建築主の住所又は氏名を変更したいので、横浜市都市緑地法施行細則第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明（変更）申請	
2 許可、認定又は証明 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
3 建築物の敷地の 地名地番	区	
4 変更の理由		
5 建築主の 住所及び氏名 (法人の場合は、 名称・代表者の氏名)	変更前	住所 氏名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電話
	変更後	住所 氏名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電話
6 備考		

※受付処理欄	
--------	--

- (注意)
- 1 届出者は、変更前又は変更後の建築主となります。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

緑化率の証明等に関する取下届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電話

横浜市都市緑地法施行細則第 13 条第 1 項の規定による申請等を取り下げたいので、同規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明（変更）申請
2 申請年月日	年 月 日
3 建築物の敷地の地名地番	区
4 取下げる理由	
5 備考	

※受付処理欄	
--------	--

- （注意）
- 1 届出者は、建築主となります。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

緑化率の証明等に関する取止届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電話

都市緑地法施行規則第 42 条第 1 項の規定による証明等に係る工事を取りやめたいので、横浜市都市緑地法施行細則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請 <input type="checkbox"/> 緑化率適合証明（変更）申請
2 許可又は証明 年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 建築物の敷地の 地名地番	区
4 取りやめる理由	
5 備考	

※受付処理欄	
--------	--

- （注意）
- 届出者は、建築主となります。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

許可手数料減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

横浜市緑化地域に関する条例第 4 条の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
敷地面積	
2 減免を申請する理由	

許可手数料減免 承認 ・ 不承認 決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました許可手数料の免除については、次の通り 減免する ・ 減免しない ことに決定しましたので、通知します。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 決定内容	
3 減免をする理由又は減免をしない理由	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。